

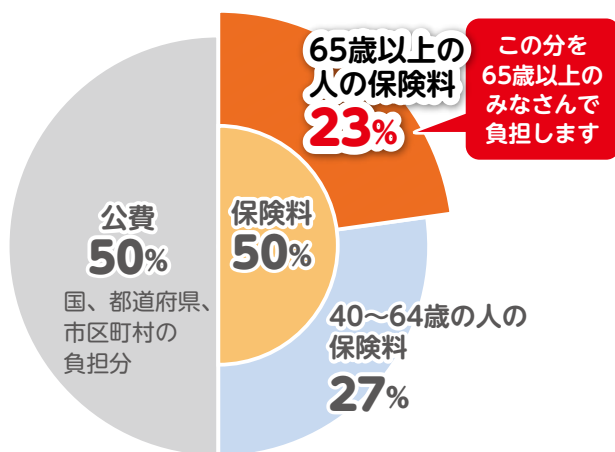
65歳以上の
みなさんへ



介護保険料が 介護保険を 支えています

介護保険料は忘れずに納めましょう!

■介護保険の財源の割合 (令和6~8年度)

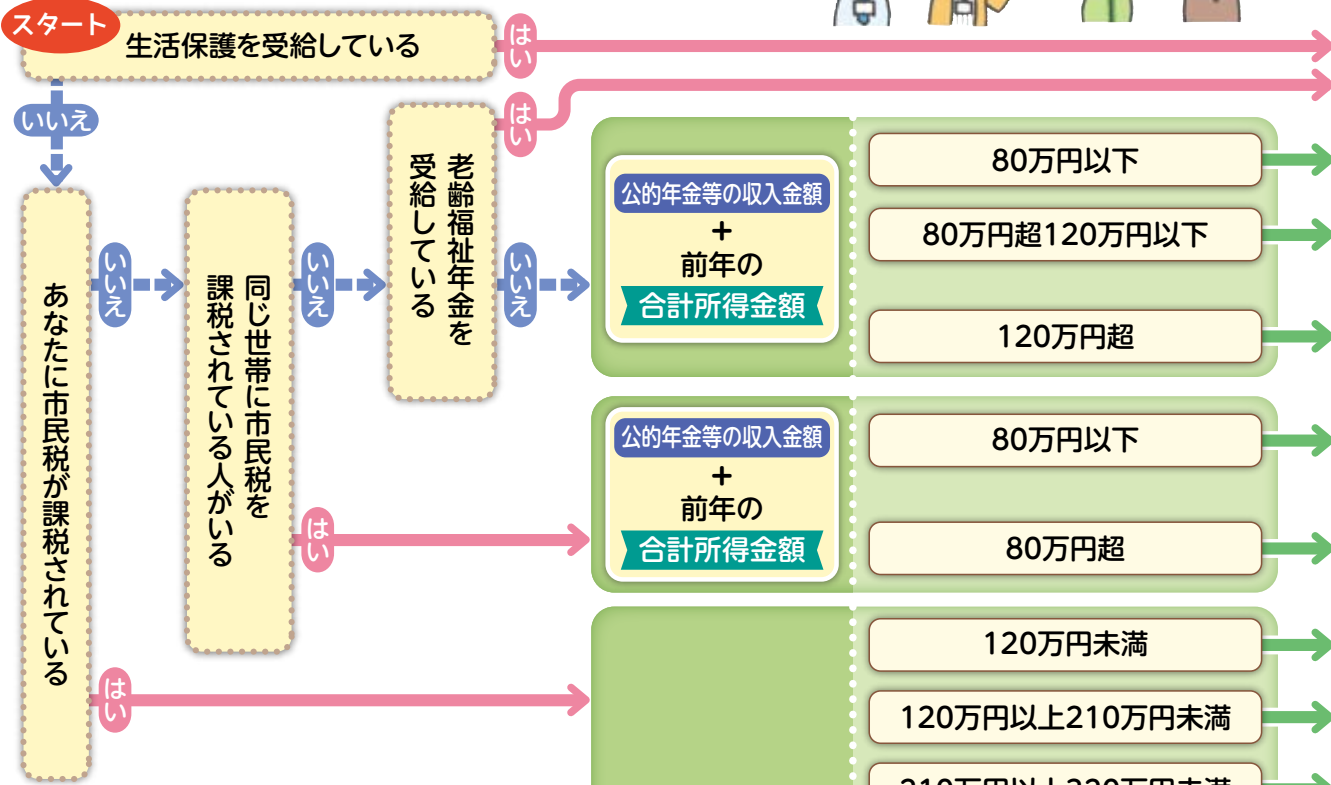


介護保険は40歳以上の人介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度から第9期(令和6~8年度)の保険料となっています。

介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

あなたの保険料額は？



公的年金等の収入金額
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.285	16,000円 [※]
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額が80万円超120万円以下	基準額×0.485	27,300円 [※]
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額が120万円超	基準額×0.685	38,600円 [※]
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.9	50,700円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階以外	基準額×1.0	56,400円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	67,600円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	73,300円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	84,600円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.7	95,800円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満	基準額×1.8	101,500円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.9	107,100円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.0	112,800円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.1	118,400円

※第1段階から第3段階については、軽減措置適用後の保険料を記載しています。

保険料の納め方

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が 年額18万円以上の人

年金からあらかじめ差し引かれます(特別徴収)
*老齢福祉年金、寡婦年金等については、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回(10月、12月、2月)に分けて納めます。		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

年金の定期支払いの際に、保険料が年金からあらかじめ差し引かれます。保険料は、本人や世帯員の市民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて決定するため、これらが確定しないと年間保険料額は確定しません。そのため、前年度より引き続き特別徴収の人については、仮徴収と本徴収というしくみになっています。

次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書(普通徴収)での納付となります

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が 年額18万円未満の人

納付書や口座振替で納めます(普通徴収)
市から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

本徴収
確定した年間保険料額を8回に分けて納めます。

7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)	11月(5期)	12月(6期)	1月(7期)	2月(8期)
--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------



65歳になる年度の保険料は

例

65歳になった月（65歳の誕生日の前日※がある月）の分から、納付書で保険料を納めます。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

10月1日生まれ 9月分から

10月2日生まれ 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納められます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます（その後、年金受給額によって納め方が2種類に分かれます。詳しくは中面をご覧ください）。

例 10月2日生まれの人の場合

65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

医療保険料	65歳になる年度	
	64歳	65歳
	医療分	
	後期高齢者支援金分	
介護保険料	介護分	
		介護保険料

二重払いではありません！

65歳からは、医療保険で納めていた介護分の保険料を、単独の介護保険料として納めます。左表の部分的な部分を年度末までの納期に分けて納めますので、それぞれ納期は重なりますが、二重払いになっているわけではありません。

保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。



納期限から
1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

納期限から
1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請しても保険給付分の一部または全部が一時的に差し止められます。差し止めている給付分を滞納している保険料に充てることもあります。

納期限から
2年以上滞納すると

時効によって滞納分を納めることはできなくなり、サービスを利用するときの利用者負担が3割※に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの軽減措置が受けられなくなります。

※利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

※災害など特別な事情で保険料を納めることが難しくなったときは、お早めに担当窓口までご相談ください。

問合せ：富里市高齢者福祉課 介護保険班 ☎ 0476 (93) 4980